

流 31 上流第 13 号の 11 の 12

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））
仕様書

本仕様書は、浄化センターの下水処理過程で発生し、京都府（以下「委託者」という。）が指定する収集運搬者（以下「収集運搬者」という。）が収集し搬入する下水汚泥を処理処分する処理処分業務委託（以下「業務委託」という。）について定めたものである。

なお当該業務委託を受託した者（以下「受託者」という。）以外にも当該業務委託と同様な業務を受託している受託者（以下「その他受託者」という。）がいる。

第 1 条 業務委託内容

1 業務委託する対象品目（汚泥形態）及び処分方法

汚泥形態 下水汚泥（脱水）

処分方法 有効利用：セメント資源化、肥料化、炭化、焼却による熱利用等リサイクルによること。

以下「下水汚泥」と称する。

2 契約及び委託予定期間

（1）契約期間

契約日から令和 2 年 10 月 31 日まで

（2）委託予定期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

委託予定期間とは契約期間の内、実際に業務を委託するであろう予定期間のことをいう。なお、予定であるため変更することがある。

3 契約期間内予定数量

契約期間内に処理処分業務委託する予定数量は次のとおりである。

500 t

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日 250t

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日 250t

なお、令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日の間の委託については、令和 2 年 9 月 30 日以前に搬出し、処分が令和 2 年 10 月 1 日以降になるものを対象としている。

令和 2 年 10 月 1 日以降に搬出したものは対象外であり、令和 2 年 10 月の数量が 0t になることもある。

なお、当該数量は第 1 条第 1 項に示す汚泥形態での量である。また、見込み量であるため必ずしも全量を保証するものではない。

4 収集場所（下水汚泥積込場所）

相楽郡精華町下狛椋ノ木地内 木津川上流浄化センター

5 収集運搬者

当該業務を受託したグループ業者等の内、収集運搬業者

なお、グループ業者等で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

1 搬入について

- (1) 搬入車両については次の仕様としているので了解し搬入を認めること。
 - ア. 呼称10t車以上の車両
なお、呼称10t車とは最大積載重量10t前後の車両を言う。
 - イ. コンテナ又はダンプトラック仕様
 - ウ. ダンピングが可能
 - エ. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能
 - オ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉可能
- (2) 搬入日時は、原則、深夜早朝を除く月曜日から土曜日とする。
なお、緊急時や収集時間、交通事情等で搬入車両が搬入日時以外に到着した場合は法令及び近隣関係者との協定等に支障がない限り、搬入日時調整のため処理処分先敷地内に搬入車両の待機場所を提供するなど協力を可能な限り行うこと。
- (3) 搬入日時及び1日又は1ヶ月あたりの搬入回数
詳細は、第1条第3項で示す契約期間内予定数量、指示時点での下水処理状況・その他受託者の処理処分状況・収集運搬者の収集運搬能力・収集運搬者の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。
なお、指示するにあたって受託者は次の様な項目についての意見を述べる事が出来る。京都府（以下「委託者」という。）は下水汚泥の排出者としてこれらの意見を参考に指示する。
また、意見は書面で行わなければならない。
 - ア. 処理処分状況等
 - イ. 搬入日時及び1日又は1ヶ月あたりの搬入回数等について、直接関係業務受託者間での調整した結果
 - ウ. その他受託者が特に述べたい意見
- (4) 事前協議をすれば本条第1項（2）以外による搬入受入も可能とすること。
なお、緊急時等は事前協議なしに本項（2）以外による搬入受入の指示をする場合がある。この場合は、処分地周辺の関係者との協定等で調整が必要等やむを得ない場合を除き受入すること。
- (5) 1日あたりの搬入回数は本項（1）アで示す車両で、次の回数を想定している。
1～3回

なお、搬入日時・回数・量等は下水処理状況又は下水処理設備の点検・整備・修繕・新改築工事、収集運搬者の都合、事故故障、運搬ルートの交通事情等により変動し監督職員の指示と異なる場合があるので注意すること。

2 受入条件明示

- (1) 受託者は本仕様書で示す条件の範囲内で処分地周辺の関係者との協定等で下水汚泥受入に関する条件があればすみやかに書面にて明示すること。
- (2) 処理処分設備の計画的な点検等で処理処分や搬入受入出来ない時期（以下「受入休止期間」という。）があれば事前に休止期間（日時）と休止理由を書面で届

出ること。なお、届出内容が合理的でないと判断した場合は契約解除する。

3 受入にあたっての協議・調整

- (1) 本条第2項(2)の届出をした場合は、契約締結後すみやかに、その他受託者及び浄化センター担当者の3者で受入休止期間が重ならない様に調整すること。
- (2) 本項(1)に示す調整の結果、受入休止期間が重なった場合は、原則、受託者の責任で再委託先確保するなどして処理処分や搬入受入に支障がないように調整すること。
- (3) 本項(2)に示すが調整が不可能な場合は、協議の上、本条第1項(3)で示す指示をしない又は変更契約をする。受託者は協議において変更契約を拒否することが出来る。

第3条 法令等遵守事項

受託者は以下の法令等を遵守し不法行為をおこなってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- 2 処分先自治体の条例も含む関係法令。
- 3 その他関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 受託者は近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。
万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、すみやかに自らの責任で対処しなければならない。
- 2 業務実施にあたっては別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。
特に、搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルート交通事情等で予定時間がずれると収集運搬者から連絡があった場合は臨機応変の対応をすること。
- 3 処理処分量は、その都度トラックスケール等で計量すること。なお、日収集処理処分量はその合計値とする。
- 4 受託者の処理施設（焼却設備等）の故障等で受託している処理処分が一時的に不可能となる等緊急時には、原則、受託者が再委託するなどして受託している業務を行うように努めること。
なお、緊急時には委託者も事前に指示した処理処分下水汚泥量を変更するなどの調整をするが、協議の上の契約変更又は契約解除をする場合もあるので注意すること。

第5条 提出書類

1 契約時に提出する書類

- (1) 入札説明書、仕様書、契約書で示す契約時に提出する必要がある書類
産業廃棄物処分業の許可書は事業所毎に提出すること。
- (2) 作業計画書
作業計画書には次の記載をすること。
 - ア. 受託業務概要
 - イ. 現場組織表及び窓口等連絡先
緊急時に委託者から連絡する場合の窓口等連絡先で夜間休日も含む
 - ウ. 緊急時の体制

処理処分施設で公害、事故、故障等、緊急時の受託者内の連絡網含む
イ、現場組織表及び窓口等連絡先と兼ねても良い。

(3) その他必要な書類

なお、以上の書類の内、受託者が入札参加資格確認申請時に提出した書類については提出を免除する。

第6条 再委託

1 受託者は、廃棄物処理法第14条第16項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、府の承諾を得ること。また、「再委託承諾願」には再委託先に関する第5条第1項に示す書類を添付すること。

なお、処分地から再委託先まで収集運搬が必要な場合は別途収集運搬業務委託契約内容と同等の条件を遵守しなければ認めない。

2 再委託が廃棄物処理法及び関係法令、本委託契約（本仕様書含む）にもとづいているかの確認を目的に受託者は再委託契約後すみやかに再委託契約書の開示及び写しの提出を求める。なお、目的に対して必要ない部分の開示及び写しの提出は不要とする。

3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。

4 受託者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条第1項～第2項の手続きを行うこと。

第7条 マニフェスト

電子マニフェストのJWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第8条 その他

本仕様書に定めのない事項は、受委託者間で協議の上、監督職員が指示する。